別紙

　　（表）

|  |
| --- |
|  |
| 　 | １　広告物の種類 | 広告塔　広告板　プロジェクションマッピング　小型広告板　はり紙　はり札等　広告旗　立看板等　電柱又は街路灯柱の利用広告　標識利用広告　宣伝車　車体利用広告　アドバルーン　広告幕　アーチ　装飾街路灯　店頭装飾 | 　 |
| ２　用途地域等 | 第一種住居地域　第二種住居地域　準住居地域　近隣商業地域　商業地域　準工業地域　工業地域　工業専用地域　第一種低層住居専用地域　第二種低層住居専用地域　第一種中高層住居専用地域　第二種中高層住居専用地域　田園住居地域　緑地保全地区　旧美観地区　風致地区　第一種文教地区　市街化調整区域　条例第６条第４号及び第５号の規定により定められた地域　条例第８条第４号の規定により定められた地域 |
| ３ | 禁止区域に該当する場合 | 条例第６条第　　号 | ４　第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の境界線からの距離 | メートル |
| ５　道路、鉄道及び軌道の沿道等 | (1) 道路 | 道路(道路名　　　　 　)の　　　からの距離メートル市街化調整区域の内・外　 |
| (2) 高速道路 | 高速道路(道路名　　 　　　)の　　 からの距離メートル |
| (3) 鉄道 | 鉄道(鉄道名　　 　)の　　　からの距離メートル |
| (4) 軌道 | 軌道(軌道名　　　 　　)の　　　からの距離メートル |
| ６　表示又は設置の限度 | A　建築物の高さ　　　　　　　　　 メートルB　広告物の高さの限度(A×２／３)メートルC　表示又は設置の限度(A＋B)メートル |
| ７　一壁面における総表示面積の限度 | (1)　壁面面積 | 　　　平方メートル | ８　一建築物における総表示面積の限度 | (1) 建築物の壁面面積 | 　　平方メートル |
| (2) 総表示面積の限度((1)×３／10) | 　　　平方メートル | (2) 総表示面積の限度((1)×６／10) | 　　平方メートル |
| (3) 広告物の既表示面積 | 　　　平方メートル | (3) 広告物の既表示面積 | 　　平方メートル |
| (4) 今回表示面積 | 　　　平方メートル | (4) 今回表示面積 | 　　平方メートル |
| 　 | ９　 工作物の確認 | 年　　月　　日　　　第　　　　号 | 　 |
| 10　道路占用の許可 | 年　　月　　日　　　第　　　　号 |
| 11　前回許可 | 年　　月　　日　　　第　　　　号　　 　　　 (　　年　月　日から　　　年　月　日まで) |
| 12　設計者 | (1) 住所 | 　 |
| (2)　氏名 | 　 |
| (3)　資格 | (　　)級建築士・(　　)登録　第　　　　号 |
| (4)　建築士事務所 | (　　)級建築士事務所・(　　)登録　第　　　　号 |
| 13　施工者 | (1)　住所 | 　 |
| (2)　氏名 | 　 |
| (3)　屋外広告業登録番号 | 年　　月　　日　　　第　　　　号 |
| (4)　建設業 | (　　　　)許可　　　　第　　　　号 |
| (5)　電気工事業 | (　　　　)登録　　　　第　　　　号 |
|  |

（日本工業規格A列４番）

（裏）

|  |
| --- |
|  |
|  | 14　条例第６条第４号及び第５号の規定により定められた地域 | (1)　文化財等から展望できない広告物等 | 　該当する　　　展望できない理由（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　該当しない |  |
| (2)　地盤面からの高さ | （　　　　　）メートル（20メートル未満は、(3)の記入不要） |
| (3)　基準を超える彩度の使用割合の限度 | 広告物の表示面積A | 平方メートル |
| 基準を超える彩度の使用割合の限度（A×１／３） | 平方メートル |
| 基準を超える彩度の使用面積 | 平方メートル |
| 15　条例第８条第４号の規定により定められた地域 | (1)　広告物の目的 | 自家用広告物その他の広告物（　　　　　　　　　） |
| (2)　地盤面からの高さ | （　　　　　）メートル（10メートル未満は、(3)の記入不要） |
| (3)　基準を超える彩度の使用割合の限度 | 広告物の表示面積A | 平方メートル |
| 基準を超える彩度の使用割合の限度（A×１／３） | 平方メートル |
| 基準を超える彩度の使用面積 | 平方メートル |
| (4)　照明 | 種類 | ネオン管（露出・その他）、LED、その他 |
| 色 | 赤色光、黄色光、その他（　　　　　　） |
| (注意) １　所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。２　７(１)壁面面積及び８(１)建築物の壁面面積の欄については、地盤面から当該広告物又は掲出物件の上端までの高さが、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内において33メートルを超える場合にあつては33メートル、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域外において52メートルを超える場合にあつては52メートルまでの面積を記入してください。 |
|  |